

会誌「分光研究」投稿規定

(改正 令和3年11月26日)

1. 総 則

本誌は公益社団法人日本分光学会が発行する隔月刊和英混載誌で、分光学に関連した諸分野の原著論文、解説記事および学会として必要な記事などを掲載する。会員は、いつでも自由に投稿することができる。原著論文（「報文」および「装置と技術」）以外は、主に編集委員会の依頼により執筆された記事を掲載する。投稿された原稿は、自由投稿による原稿、依頼原稿のいずれについても編集委員会で審議され、掲載の可否の検討をうける。

1.1 投稿者は本会会員に限る。ただし、本会が原稿を依頼した場合はこの限りでない。また、共著者は会員である必要はない。

1.2 学会では、投稿論文について、いずれも著者が発表に関しその研究機関の了解を得てなされているものとみなす。したがって、投稿論文に関し、著者と研究機関の間に紛争を生じた場合には、著者が全責任を負うものとする。

1.3 本誌に掲載された記事の著作権は公益社団法人日本分光学会に属する。著者は著作権移転承諾書を本会に提出しなければならない。著者複数の場合は、著者のうち責任者が承諾書に署名することとする。

1.4 図、表、写真などを他の出版物から本誌に転載する場合は、投稿者がそれらの著作権者の承諾を得ている必要がある。転載した図、表、写真などについては、転載したものであることを説明文中に明示し、必要に応じて転載許諾を受けている旨も説明文中に記すこと。また、転載元を説明文中あるいは引用文献として明らかにすること。

2 原稿の種類

(原稿の長さは刷り上がりページ数である)

2.1 報文

2.1.1 分光学に関連した諸分野における基礎あるいは応用に関する原著論文で、その内容が分光学的見地からみて価値があり、有意義なものでなければならない。

2.1.2 使用言語は日本語または英語とする。

2.1.3 長さに制限はない。

2.1.4 著者は「分光研究」に投稿中の論文と同一内容の和文論文または欧文論文を他の原著論文誌に投稿してはならない。また、他の原著論文誌に投稿中の論文を「分光研究」に投稿してはならない。

2.1.5 紀要または所内報のような性格の出版物、非原著論文誌に投稿中または掲載済みの論文と重複した内容の論文を投稿しようとするときは、必ずその旨を明記し、原稿の写しまたは別刷を一部添付しなければならない。

2.2 装置と技術

2.2.1 新しく開発された分光学上有用な装置あるいは実験技術に関する報告で、実用上価値あるもの、あるいは興味ある内容を持つものを対象とする。

2.2.2 **2.2.1** 以外については、報文に準じる。

2.3 解説記事, その他

2.3.1 総説

a) 著者自身の研究を中心として、その方面の進歩の状況・現状などをまとめた総説、またはある主題について専門外

の会員のために基礎的な説明から始めて、最近のトピックスまでを解説するものである。

- b) 文献が整備されていることが望ましい。
- c) 長さは図・表を含めて 10 ページ程度とする。

2.3.2 若手のショートレビュー

- a) 若手の研究者が自らの研究成果を中心としてまとめた総説である。
- b) 投稿者は原稿受領時点で満 36 歳未満の本会会員に限る。
- c) 著者名は単独とし、投稿に際して共同研究者の同意を得ているものとする。
- d) 長さは図・表を含めて 6 ページ程度とする。

2.3.3 スペクトルギャラリー

a) 研究者自身あるいは研究分野の進展のきっかけとなった印象的なスペクトル（分光学的データ）をもとに、研究や関連の出来事を随想的に述べた文章を掲載する。

b) あるいは著者自身が測定したスペクトル（分光学的データ）を題材に、測定の過程で経験した偶然の発見や苦労話など、必ずしも学術雑誌では語られないが読者の興味を引くような話題について読みやすく紹介したエッセイとする。

- c) 長さは a) の場合 3 ページ程度、b) の場合 1 ページまたは 2 ページ（いずれも図・表を含む）とする。

2.3.4 分光便利帳

a) 新規に開発・改良された実用的な実験技術（実験を進める上でのアイデアや工夫を含む）についての解説である。

- b) すでに論文等として発表されている内容でも構わない。
- c) 長さは図・表を含めて 1 ページまたは 2 ページとする。

2.3.5 技術ノート

a) 分光測定を行う上で有用な技術を基礎から実践までわかりやすく解説したもの。3 回程度以内のシリーズにまとめて連載することも可。

b) すでに論文や書籍等として発表されている内容でも構わないが、分光測定に関連した部分を本会会員が理解できる形で記述されることが望ましい。

- c) 長さは図・表を含めて 6 ページ以内とする。

2.3.6 読者の広場

a) 会員の共通の広場として、会員の自由な意見の交換をはかるとともに、本学会の運営などに関する会員の意見、海外だより、帰朝談、研究室だより、会員からの質問に対する回答などを掲載する。

- b) 学界における主なニュース、国際会議報告、各種の研究会の成果の報告などをとりあげる。
- c) 長さは図・表を含めて 1 ページまたは 2 ページとする。

2.3.7 トピックス

- a) 分光学に関する内外のニュース、トピックスを紹介する。著者自身の研究成果をとりあげる欄ではない。
- b) 長さは図・表を含めて 1 ページまたは 2 ページとする。

2.3.8 新製品紹介

a) 賛助会員が、生産または発売している製品で、発売開始から概ね 1 年以内のものを紹介する欄である。賛助会員のために掲載無料とする。

- b) 長さは図・表を含めて 1 ページ以内とする。

2.3.9 講座

- a) 時宜に適した主題について、その基礎をやさしく正確に解説したものを6回程度にまとめて連載する。
- b) 1編の長さは、図・表を含めて10ページ程度とする。

2.3.10 新刊紹介

- a) 内外の新しい出版物の中で、特に会員の興味をひくと思われるものの簡単な紹介をする。
- b) 長さは1ページ以内とする。

2.3.11 博士論文紹介

- a) 会員の博士論文の内容について、本人が紹介する。投稿は当該学位取得後1年以内に限る。
- b) 長さは図・表を含めて3ページ以内とする。
- c) 投稿者は、原稿が確かに本人の博士論文の内容であることを誓約する文書を、原稿とともに提出すること。

2.3.12 学会だより

理事会、委員会、部会、事務局からのお知らせ（会告とすべきものを除く）や活動報告を掲載する。

2.3.13 掲示板

- a) 理事会、委員会、部会、事務局からのお知らせ（会告とすべきものを除く）や活動報告を掲載する。
- b) 会員に有益と思われる情報（国際会議、研究会、シンポジウム等の情報、人事公募情報、助成金や受賞候補者募集の情報など）を掲載する。

2.3.14 会告

学会から会員への報告事項を掲載する。

3. 投稿

3.1 原稿は本投稿規定並びに「投稿の手引き」に従って作成しなければならない。これらに従っていない原稿は作成のし直しを著者に求めることがある。

3.2 原稿（図表、写真等を含む）は、電子ファイルとして作成すること。用紙をA4、1ページあたり26字×24行に、上下左のマージンを30 mm以上、右マージンを50 mm以上に設定すること。このフォーマットで作成された原稿およそ4ページが刷り上り1ページとなる。なお原稿ファイルの見本を、学会ホームページからダウンロードすることができる。

3.3 原稿（図表、写真等を含む）の印刷は、モノクロとなる。特にカラーでの印刷を希望する場合には、その旨を原稿の該当箇所（図表、写真等の原稿）に明記すること。カラー印刷を行う場合には、投稿者に印刷実費（刷り上がりのカラーページ1ページあたり2万円）を負担していただくので、投稿票（後述）の確認欄にチェックをいれること。

3.4 原稿とは別に、投稿情報ファイル（投稿票・著作権移転承諾書・別刷注文票）を作成する。投稿情報ファイルのフォーマットは、学会ホームページからダウンロードすることができる。

3.5 投稿者は、投稿情報ファイル（pdf化してあることが望ましい）および原稿ファイル（本文、図表、著者プロフィール等のすべてを一つのwordファイルにまとめたもの）の二つのファイル（ファイルの大きさ合計の上限値：5MB）を、電子メールの添付ファイルとして編集委員会（事務局）に提出する。編集委員会（事務局）の電子メールアドレスは、editorial@bunkou.or.jpである。

3.6 投稿者は、提出した原稿のファイルを、記事が掲載されるまで手元に保存しなければならない。

3.7 以上の方法による投稿が困難な場合（ファイルの大きさが上限値を超える場合を含む）には、編集委員会（事務局）に相談すること。

4. 投稿原稿の取り扱い

4.1 編集委員長（事務局）は原稿を受取ったら、電子メールにて著者に受取通知を出す。投稿者は、原稿送信後（送信日を含めて）3営業日以内に受取通知が届かない場合には、編集委員会（事務局）に問い合わせること。

4.2 投稿原稿（依頼により寄稿された原稿を含む）の掲載の可否は、編集委員会が依頼した査読者の意見にもとづいて、編集委員会が決める。

4.3 編集委員会は著者に原稿の修正、および掲載区分（報文、装置と技術など）の変更を求めることができる。投稿者は、修正を求められたら、なるべく早く修正稿を提出すること。

4.4 修正稿作成時には、編集委員会が修正を要求した箇所以外には、編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。

4.5 英文原稿の場合、編集委員会は著者に英文の修正、または全面的書き直しを求めることができる。この場合、著者の責任において完全な英文にしなければならない。

4.6 修正稿には、修正点のまとめ（修正意見に対する回答書、様式自由）を添付すること。修正点のまとめの電子ファイル（word ファイル）および原稿のファイル（word ファイル）の二つのファイル（ファイルの大きさ合計の上限値：5 MB）を、電子メールの添付ファイルとして編集委員会（事務局）に提出する。提出先は、投稿時と同じ。

4.7 編集委員会が修正または再考慮を求めた論文を著者に返送したまま6ヵ月を経過した場合には、その論文は撤回されたものとみなされる。

4.8 印刷用の原稿（特に微妙な仕上がりが要求される図や写真など）を word ファイル以外のファイルあるいはハードコピーで提出することを希望する場合には、編集委員会（事務局）に問い合わせること。提出されたハードコピーは、事前の申し出がない限り返却しない。

4.9 著者校正は1回行う。この際、著者は手元保存のファイルを用いて校正を行う。この時印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。校正刷りは受取後3日以内に校正して、速達で返送すること。

5. 別刷

5.1 別刷りの注文は、50部を単位とする。

5.2 以下の種類の依頼原稿には、寄稿者の申し出により別刷50部を無料進呈する。（別刷注文票の提出は必要。）ただし、依頼原稿であってもカラーページが含まれる原稿の別刷については、カラー別刷印刷に関わる実費を負担していただく。カラーページおよび50部を超える分についての料金は、5.4の計算式による。

「総説」、「若手のショートレビュー」、「講座」、「巻頭言」、「分光便利帳」、「読者の広場」、「トピックス」、「新製品紹介」、「新刊紹介」、「技術ノート」、その他の特別原稿

依頼原稿でない場合には、これらの種類の原稿であっても5.4の計算式による別刷料金を負担していただく。ただし、別刷り購入の義務はない。

5.3 「報文」および「装置と技術」の著者は、最低50部別刷を購入しなければならない。料金は、5.4の計算式による。

5.4 掲載論文の別刷代金の計算式は、以下の通り。

○ カラーページを含まない場合（依頼原稿については、50部を超える部分について）

$$(2,000 + 10x)p \text{ 円}$$

x は希望別刷り部数、 p は刷り上りページ数

○ カラーページを含む場合

依頼原稿でない場合： $(2,000 + 10x) \times (2 \times p1 + p2)$ 円

依頼原稿の場合： $(2,000 + 10x) \times (2 \times p1 + p2) - 2500 \times (p1 + p2)$

x は希望別刷り部数, $p1, p2$ はそれぞれカラー刷りおよびカラー刷りでないページの数 (いずれも刷り上りページ数)

5.5 別刷に, 本誌表紙と同一レイアウト, 紙質に論文題名, 著者名等を記載した表紙をつけることができる. この別刷表紙の料金は, 50部までが20,000円, 50部を超える分は50部毎に5,000円である.